

令和8年度 高萩まちづくり支援金



市民交流事業の手引き

申し込み・問い合わせ先

〒318-8511 高萩市本町1-100-1

高萩市役所 環境市民協働課（市庁舎2階）

電話23-7031（直通）

市民交流事業



■ 目的

高萩市（以下「本市」という。）では、社会情勢の変化から生み出される様々な課題に対し、自主的な活動で応えていこうとしている「まちづくり団体」を新たな公共の担い手として位置付けています。

この事業は、地域ならではの特性を活かし、市民の交流の場を年間を通じて提供することにより、市民主体の元気で活気に満ちた魅力あるまちづくりを目指すものです。

※ここでいう「まちづくり団体」とは、ボランティアや地域活動などの公共的・公益的な活動を行っている団体を指します。

■ 市民交流事業の概要



地域の特性を活かし、市民の交流の場を年間を通じて提供する、地域に根差した活動を行う事業を募ります。

《ポイント》

○「公表」を大切にします

提案内容や、選考内容、事業経過について市報等で情報を公開することにより、透明性の確保や情報の共有を図ります。

■ 募集事業



○対象事業

まちづくり団体が、自ら企画、実施する市民が受益者となり得る公益的なもので、地域の魅力を活用し、地域住民の交流等を目的とした、地域に根差した公共性の高い事業を対象とします。

○補助金額

1 事業 10 万円を上限とします（補助率：対象経費の 10/10）。

※対象となる事業に要する経費の合計額と 10 万円のいずれか低い額を上限とします。

○補助上限年数

連続した 3 年間

○補助対象基準

次に該当するものは対象外となります。

- (1) 本支援金の他に本市の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公共性を欠く事業
- (4) 施設の建設又は施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (5) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (6) 他の団体を補助する事業
- (7) 過去に高萩まちづくり支援金事業補助金の交付を受け実施した事業

※令和 7 年度以前に交付を受けた団体については、令和 8 年度以降の申請を新規分として受付ます。

- (8) その他補助することが適当でないと認められる事業

■ 事業実施期間



- ◆ **事業実施期間** 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日まで
※事業実施期間は、上記期間とします。

■ 応募資格団体



- ◆ **市民交流事業に提案するには、次の要件を満たす必要があります。**
 - (1) 団体の構成員の過半数が本市内に在住、又は在勤、若しくは在学している人で構成された団体であること。
 - (2) 営利のみを目的としない公益性のある活動を行う団体であること。
 - (3) 5人以上の会員（18歳以上の人が含まれること）で組織している団体であること。
 - (4) 公共の利益に反する行為を行わない団体であること。
 - (5) 主たる活動地域が本市内であること。
 - (6) 組織の運営に関する規則（会則等）があること。
 - (7) 予算・決算を適正に行っていること。

■ 応募方法（提案書類）



下記の提出書類を環境市民協働課まで持参してください。受付時に関係書類一式を確認し受理しますので、郵送・FAX・E-mailは不可とします。なお、事業（イベント）の内容によっては受付できない場合があります。
※申請時にイベント内容についてご説明頂きます。事前にご連絡のうえ窓口にお越しください。

- ◆ **応募期間** 令和8年2月5日（木）から3月6日（金）まで
- ◆ **提出先** 市民生活部環境市民協働課
高萩市本町1-100-1（高萩市役所 市庁舎2階）
- ◆ **受付時間** 平日の 午前8時30分から午後5時15分まで 【提出期限厳守】
- ◆ **提出書類**
 - (1) 高萩まちづくり支援金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 高萩まちづくり事業実施計画書（様式第2号）
 - (3) 高萩まちづくり収支予算書（様式第3号）
 - (4) 高萩まちづくり団体の構成員の名簿
 - (5) 高萩まちづくり支援金事業補助金 チェックシート

※ (1) ～ (3) 及び (5) の様式については、環境市民協働課で配布します。また、高萩市ホームページからダウンロードできます。

※ (4) の「高萩まちづくり団体の構成員又は役員の名簿」には、構成員の住所、氏名、生年月日、勤務先又は通学先が記載してあるもので、任意の様式で結構です。

※本事業は、現時点で議会の議決前のため事業内容や交付額等について、変更となる場合があります。

■ 対象となる経費



提案事業が実現可能かを判断するため、収支予算書を作成していただきます。本市からの活動費は1事業につき上限10万円です。他の助成者からの補助、入場料等の収入がある場合は、別途団体の全体の予算書をご提出ください（任意様式）。

事業を実施するために直接必要とする経費のみを対象とします。提案者等の人件費、団体の維持・運営に要する経費、食糧費などは対象外となります。（下表を参考としてください。）

◆ 事業の対象となる経費、ならない経費の例

| 経費項目 | 補助対象となる経費の例 | 補助対象とならない経費の例 |
|-------|--|--|
| 旅費交通費 | 事業の講師、出演者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費等 | 事業の参加者の交通費や宿泊費、出張先での食事代等 |
| 通信運搬費 | 募集案内、会議資料、活動資料等を送付するための切手代や物品宅配便料等 | 提案事業以外の募集案内、会議資料、活動資料、備品等を送付するための切手代や物品宅配便料等 |
| 消耗品費 | 会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の用紙代、材料代等 | 提案事業以外に使う会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の用紙代、材料代等備品（※3）の購入 |
| 印刷製本費 | 事業の募集案内、広報ポスター、活動資料、活動報告書、パンフレットなどのコピー費や冊子作成のための印刷製本費等 | 提案事業以外の募集案内、広報ポスター、活動資料、活動報告書、パンフレットなどのコピー費や冊子作成のための印刷製本費等 |
| 賃借料 | 会議室、施設、器具等の使用料やバス等の借上げ料 | 提案事業以外の会議室、施設、器具等の使用料やバス等の借上げ料及び団体自ら所有している施設等の使用料及び借上げ料 |
| 諸謝金 | 外部の講師、指導者等にイベント出席へのお礼や活動協力へのお礼等 | 支出先が明確でないテレホンカードや図書券などの金券等 |
| 保険料 | イベント等を行う場合の来場者保険、補助事業の講師・指導者が加入する損害賠償保険等 | 参加者の個別の傷害保険料や補助対象事業以外の行事保険、講師・指導者が加入する損害賠償保険等 |

※1 その他の支出については、事前に相談ください。

※2 採択されてもご提案いただく全ての事業の予算化を約束するものではありません。

※3 備品…比較的長期（通常の状態でおおむね3年以上程度）の使用に耐える物品であり、その取得単価がおおむね2万円以上のもので機械機具とはされない物品

■ 審査選考方法



提案事業の審査選考にあたっては、提出いただいた事業を「高萩まちづくり支援金選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において審査し、選考委員会の審査結果を踏まえ、本市において採択します。

なお、申請団体は、選考委員会に対して事業説明（プレゼンテーション）していただきます。

※事業の説明（5分程度）及び質疑応答

■ 選考結果の通知と公表



選考の結果は、全提案者に通知します。

また、制度全体の公正性、透明性を高めるため、提案者名(団体名)、代表者名、提案された事業の概要、事業の実施状況、事業の実施結果等は高萩市ホームページや市報により公表します。(提案者名(団体名)及び代表者名は公表しますが、それ以外の個人情報の公表には十分留意します。)

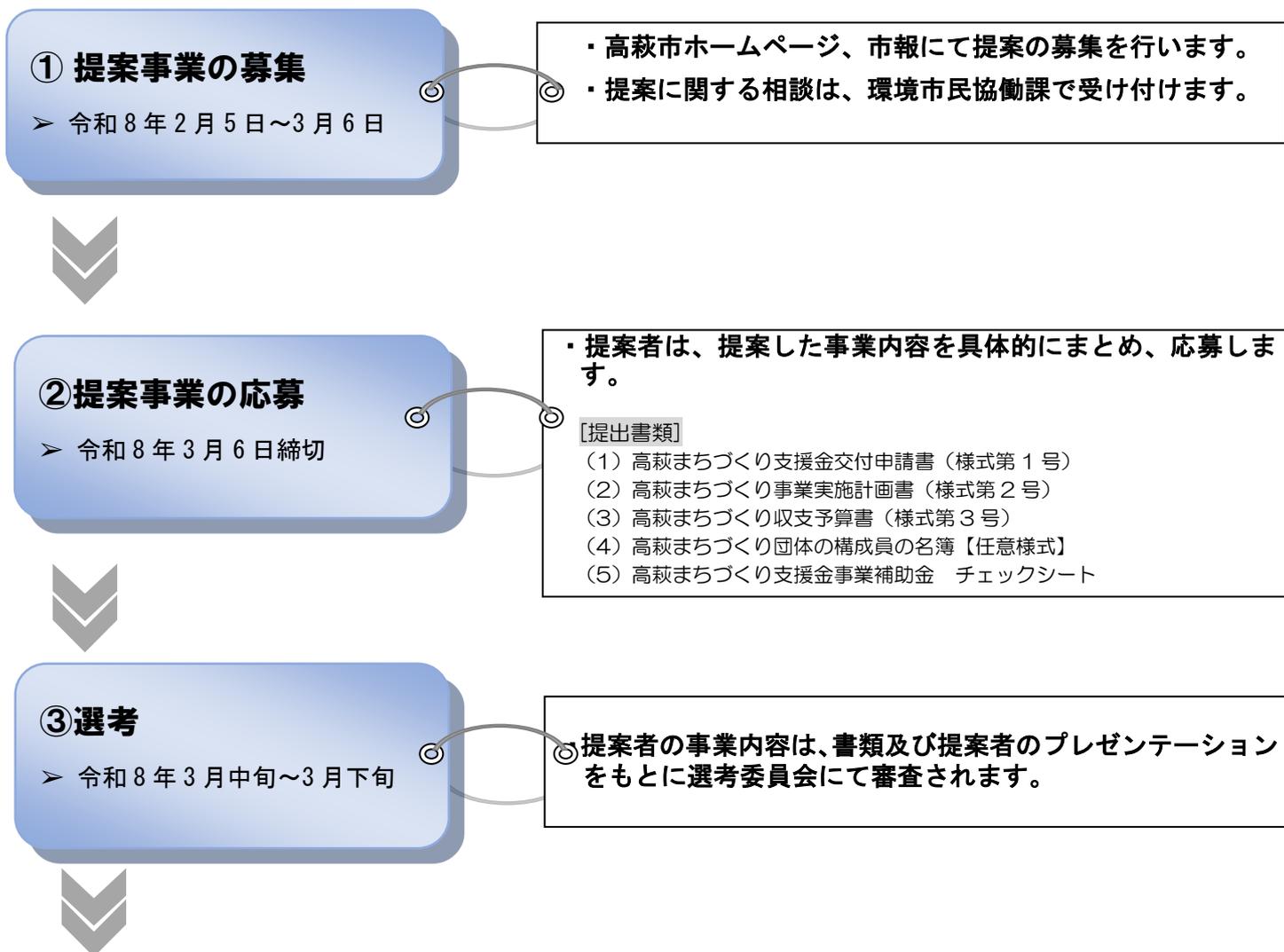
■ 事業(イベント)のPR・成果の報告



事業が採択された提案者には、より多くの市民の皆さんに高萩まちづくりイベント事業の取り組みが広がるよう、広報などの取材や団体 SNS 等での宣伝・活動報告にご協力をお願いいたします。

事業完了後には、高萩まちづくり支援金実績報告書(様式第8号)に関係書類等を添付の上、提出するとともに、活動費についても速やかに清算の上、剰余金が生じた場合は返還していただきます。活動費の増額変更はいたしません。

■ 提案から事業終了までの流れ



④候補事業の決定

➢ 令和8年4月上旬予定

- ・本市において選考委員会からの報告を受けて採択する事業を決定します。
- ・後日、本市から高萩まちづくり支援金交付（決定・申請却下）通知書（様式第4号）を送付いたします。



⑤支援事業の実施

➢ 令和9年3月まで

- ・候補事業として採択を受けた事業の提案者は、事業実施に向けて支援課、協力団体等と協議します。事業の実施に向けて取り組むことが図られたのちに事業実施になります。

[提出書類]

- (1) 高萩まちづくり支援金概算払請求書（様式第5号）
- ※支援金の概算払いを希望する団体のみ



⑥実績報告書の提出

➢ 事業終了後30日を経過した日
➢ 年度末（3/31）
※ 上記のうち、いずれか早い日まで

- ・事業終了後には実績を本市へ提出していただきます。

[提出書類]

- (1) 高萩まちづくり支援金実績報告書（様式第8号）
- (2) 高萩まちづくり事業実施報告書（様式第9号）
- (3) 高萩まちづくり収支決算書（様式第10号）
- (4) 領収書等の証拠書類
- (5) その他市長が必要と認める書類（事業を記録した写真データ）

これらの書類を本市において確認し、確定通知書を送付いたします。



⑦支援金交付請求書の提出

➢ 事業終了後30日を経過した日
➢ 年度末（3/31）
※ 上記のうち、いずれか早い日まで

- ・支援金の受け取りや精算をしていただきます。

[提出書類]

概算払いを受けていない団体

- (1) 高萩まちづくり支援金交付請求書（様式第12号）

概算払いを受けている団体

- (1) 高萩まちづくり支援金精算書（様式第13号）

◆高萩まちづくり支援金事業報告 ➢令和9年2月実施予定

※高萩市ホームページを通して事業報告をしていただきます。